

事 務 連 絡

平成24年3月2日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課

【一部改正法に伴うシステム改修に係る事務連絡No. 8】

平成24年4月施行に係る介護給付費等単位数

サービスコード（案）の提示について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記のことについて、平成24年4月から施行される相談支援の充実、障害児支援の強化及び平成24年度報酬改定に伴う介護給付費等単位数サービスコード（案）を作成しましたので、システム改修の参考としてください。

なお、当事務連絡の内容については、国民健康保険中央会を通じて、各国民健康保険団体連合会に周知する予定であり、都道府県におかれましては、管内市町村及び事業所への周知方よろしくお願いいたします。

記

【別 紙】

介護給付費等単位数サービスコード（案）

（参 考）

○一部改正法に伴うシステム改修に係る事務連絡

No. 1：グループホーム・ケアホーム利用の際の助成制度の創設及び同行援護の創設に係るインタフェース仕様書（案）等の提示について

（平成23年7月5日付け事務連絡）

No. 2：同行援護の創設に係るサービスコード表（案）の提示について

（平成23年7月28日付け事務連絡）

No. 3：グループホーム・ケアホーム利用の際の助成制度の創設及び同行援護の創設に係るインタフェース仕様書（確定版）等の提示について

（平成23年9月30日付け事務連絡）

No. 4：相談支援体制の充実・障害児支援の強化等に係るインタフェース仕様書（案）の提示について

（平成23年12月2日付け事務連絡）

- №. 5 : 相談支援体制の充実・障害児支援の強化等に係るインタフェース仕様書事業所編(案)の提示について (平成24年1月11日付け事務連絡)
- №. 6 : 平成24年4月施行に係るインタフェース仕様書共通編(案)等の提示について (平成24年2月10日付け事務連絡)
- №. 7 : 平成24年4月施行に係るインタフェース仕様書市町村編(案)等の提示について (平成24年2月15日付け事務連絡)
- №. 8 : 平成24年4月施行に係る介護給付費等単位数サービスコード(案)の提示について (平成24年3月2日付け事務連絡)

【連絡先】厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 システム係 立岡、竹
TEL : 03-5253-1111 (内線 : 3009)
E-mail : syougaisystem@mhlw.go.jp